

平成 27 年 11 月 26 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 イ グ ニ ス  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 銭 鋺  
(コード番号：3689 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 取 締 役 C F O 山 本 彰 彦  
( TEL. 03-6408-6820)

## 監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(以下、「改正会社法」)により導入された監査等委員会設置会社に移行する方針を決定いたしました。したがって、平成 27 年 12 月 18 日開催予定の第 6 期定時株主総会に定款の一部変更の件を付議することについても決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事異動に関するお知らせ」にて別途開示しております。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行について

##### (1) 移行の目的

取締役会の監督機能を強化することによってコーポレート・ガバナンスを充実させるとともに、経営の公正性、透明性及び効率性を高めることを目的としています。

##### (2) 移行の時期

平成 27 年 12 月 18 日に開催を予定している当社第 6 期定時株主総会において、必要な定款変更についての承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

#### 2. 定款一部変更について

##### (1) 変更の理由

- ① 平成 27 年 5 月 1 日施行の「改正会社法」によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行するために、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行います。
- ② 改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されました。業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、定款の一部を変更するものであります。なお、本定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ③ その他、上記の各変更に伴う条数等の変更を行うものであります。なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が生じるものといたします。

##### (2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

なお、本定款変更は、定款変更のための株主総会の終結の時をもって効力が発生するものとします。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定)	平成27年12月18日
定款変更の効力発生日(予定)	平成27年12月18日

以 上

【別紙】定款変更の内容

定款変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>7</u>名以内とする。 (新設)</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>9</u>名以内とする。 <u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、3名以上とする。</u></p>
<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略) 3 (条文省略)</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり) 3 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 (条文省略) 3 (条文省略)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 (現行どおり) 3 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等</u></p>

	<u>と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</u>
(取締役の責任免除) 第30条 (条文省略) 2 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	(取締役の責任免除) 第30条 (条文省略) 2 当社は、社外取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
第5章 監査役及び監査役会 (新設)	第5章 監査等委員会 (監査等委員会の設置) 第31条 当社は監査等委員会を置く。
(新設)	(監査等委員会の権限) 第32条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。
(新設)	(監査等委員会の招集通知) 第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
(新設)	(監査等委員会規程) 第34条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
(監査役及び監査役会の設置) 第31条 当社は監査役及び監査役会を置く。	(削除)
(監査役の数) 第32条 当社の監査役は、3名以内とする。	(削除)
(監査役の選任) 第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
(監査役の任期) 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)
(常勤監査役) 第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	(削除)
(監査役会の招集通知) 第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することがで	(削除)

きる。	
(監査役会の決議の方法) 第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(削除)
(監査役会の議事録) 第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	(削除)
(監査役会規程) 第39条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。	(削除)
(監査役の報酬等) 第40条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。	(削除)
(監査役の責任免除) 第41条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	(削除)
第42条～第44条（条文省略）	第35条～第37条（現行どおり）
(会計監査人の報酬等) 第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	(会計監査人の報酬等) 第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第46条～第49条（条文省略）	第39条～第42条（現行どおり）